

議第14号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和2年3月2日提出

権原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 被告は、原告権原市に対し、金132,000円及びこれに対する事故発生日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 駐車場での物損事故による損害賠償金等を滞納している者に対し、損害賠償金等の支払を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第15号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和2年3月2日提出

権原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

生活保護法第76条の2第三者行為求償金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

11,301,412円

3 債務者

[REDACTED]
[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が破産手続により免責決定を受け、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が免責された生活保護法第76条の2第三者行為求償金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第16号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和2年3月2日提出

権原市長 亀田 忠彦

1 放棄する権利

生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権

2 放棄する債権の額

1,078,230円

3 債務者

[REDACTED]

[REDACTED]

4 放棄の理由

債務者が死亡し、かつ、全ての相続人が相続を放棄したことにより、債権の回収が困難であると判断したため

理由 債務者が死亡した生活保護法第78条徴収金に係る金銭債権の権利の放棄について、
地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの